

## 4050 日 EU 経済連携協定に係る輸入貨物の関税撤廃

日 EU 経済連携協定では、附属書 2 - A で具体的な譲許の内容を定めています。日本側における即時関税撤廃、段階的引下げによる関税撤廃・削減、関税割当等の譲許の区分については、附属書 2 - A 第 3 編第 A 節の「日本国の表についての注釈」で規定されています。

(参考：日本国の表についての注釈)

区分	内容	主な品目
A	協定の発効日に即時関税撤廃	化学工業製品、繊維製品、ワイン
B <sub>n</sub>	協定の発効日から「n + 1 回」の関税の引下げ。基準税率から「n + 1 回目」で撤廃 n = 3, 5, 7, 8, 9, 10, 12, 13, 15, 20 初 回：協定発効日 次回以降：4 月 1 日	水産物、林産品
R	条件に従って、関税削減	牛肉、豚肉
TRQ	関税割当を設定	麦芽、ココア粉、ソフト系チーズ
X <sub>b</sub>	関税撤廃等の譲許なし。関税は基準税率とする。	海藻類
X <sub>q1</sub>	関税撤廃等の譲許なし。WTO 譲許表に定める関税割当の対象。	皮革・履物（ただし、当該 WTO 関税割当の枠外のラインは関税撤廃の対象）
X <sub>q2</sub>	関税撤廃等の譲許なし。日本の関係政令に定める関税割当の対象。	一部の乳製品
X	関税撤廃等の譲許なし	コメ

※日本の表の詳細については、協定附属書 2 - A 第 3 編第 A 節（和文）を参照願います。

※EU の表については、協定附属書 2 - A 第 2 編第 A 節（英文）を参照願います。

### 日・EU の関税譲許に関する条文

- ・ 日本国の表（協定附属書 2 - A 第 3 編第 A 節）（和文）  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382059.pdf>
- ・ EU の表（協定附属書 2 - A 第 2 編第 A 節）（英文）  
<https://www.mofa.go.jp/files/000382107.pdf>